

一般社団法人 日本計量生物学会 試験統計家認定制度

2025年度実務試験統計家認定申請について

実務試験統計家認定を希望する方は、申請書様式をダウンロードし、2025年6月30日（月）

（当日消印有効）までに、申請書類一式を下記の送付先に書留郵便またはレターパックでお送りください。

書類受付後、受付完了の連絡および認定審査料に関する案内メールをお送りいたしますので、認定審査料（1万円）については、2025年7月31日（木）までに、指定の口座に振り込み願います。

※振込手数料は申請者にてご負担願います。

※振込み人欄に「申請書受理番号」と「氏名（カタカナ）」を入力願います。

送付先：

〒116-0011 東京都荒川区西尾久 7-12-16

日本計量生物学会 試験統計家認定受付担当 宛

※原則として申請書類は返却いたしません。

※申請書類に含まれるすべての情報は、審査以外の目的には使用しません。

申請に関する問合せ先：

日本計量生物学会試験統計家認定事務局

E-mail：nintei_jbs@sinfonica.or.jp

認定要件（実務試験統計家）…詳細は審査基準を参照のこと

1) 本学会の正会員歴が1年以上あること

- ・正会員歴とは非法人学会および法人学会の両者における正会員歴を指す。
- ・正会員歴には賛助会員歴、学生会員歴、名誉会員歴は含まれない。
- ・申請時点で法人の正会員であり、正会員歴1年を有することとする。ただし、会費の納付がなされていることを必須とする。すなわち、申請時点で2024年の正会員として会費納付済であり、2025年の正会員の会費を納付していること。

- 2) 本学会が定める講習会に参加していること（申請時点から過去 3 年以内）
 - ・受講証または講習会免除証（有効期間内のもの）のコピーを添付すること。ただし、責任試験統計家が認定の有効期間内、あるいは有効期間の満了から 90 日以内に実務試験統計家認定の申請を行う場合については、この限りでない。

- 3) 大学院修士クラス以上の統計の専門教育を受けるか、統計検定 2 級相当以上の能力を有すること
 - ・申請書類の学歴、学位、資格（統計検定）、必要に応じて統計科目履修歴、統計関連の研究歴、教育歴の欄に必要な内容を記載すること。
 - ・統計検定については合格証のコピーを添付すること。
 - ・なお、大学院修士クラス以上の統計の専門教育を受けたかどうかの判断は、学歴、学位、資格等の内容から総合的に判断する。

- 4) 数試験程度の臨床試験の実務経験（試験計画書・解析計画書作成、解析、報告書・論文作成等）を有すること
 - ・申請書類に、関与した臨床試験の一覧（2015年以降に開始されたもの、終了、すなわち主たる解析の報告書作成または主たる解析の論文公表がなされたもの、10 試験以内）を記載し、試験ごとに関与した責任、役割と関与の記録を記載する。
 - ・なお、論文は査読付きのものに限る。

以上